

○申請期間は

令和7年6月2日(月)～7月11日(金)

小型船舶用泊地等使用許可(変更)申請書

○提出部数は

2部(うち1部はコピーで可)

令和 〇年 〇月 〇日

広島県西部建設事務所長 様

**法人の場合**

住所 呉市西中央〇丁目〇-〇〇

氏名 株式会社 〇〇

代表取締役 呉市 太郎

申請者

住所 呉市西中央一丁目 3-25

クレシ タロウ

氏名 呉氏 太郎

〔法人にあっては事務所の所在地、

名称及び代表者の氏名

連絡先電話番号〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

※連絡が可能な電話番号

次のとおり小型船舶用泊地等を使用したいので、許可してください。

## 1 使用する小型船舶用泊地等

〇〇〇港 △△△地区

※ 港湾名、地区名は、資料3

「小型船舶用泊地図面」に記載があります。

## 2 係留等を行う船舶等

## (1) 船舶

モーターボート(船舶番号 273-12345 広島・船舶の長さ 5.67 m)

(汽船・ヨット等)

## (2) 係留の用に供する工作物(該当するものに○印)

ア 係船環 1 基

イ ロープ 2 本

ウ 防舷材 3 個

エ 通 船(長さ 2.10 m)

オ 栈 橋(長さ . m)

カ 渡 橋(長さ . m)

キ はしご 1 本

ク その他 ( )

許可日が入るので、空欄のままにしてください。

## 3 使用期間

令和 年 月 日から令和 12年 3月31日まで

備考 1 小型船舶用泊地等とは、プレジャーボートの係留を許可することができるものと認めて知事が別に指定した水域及び当該水域へのプレジャーボートの係留の用に供する工作物を設置することとなる当該水域に接する岸壁、物揚場、防波堤その他の港湾施設及び漁港施設をいう。

2 「1 使用する小型船舶用泊地等」については、「地方港湾〇〇港〇〇地区(〇〇市〇〇町地先)のうち、申請書添付書類中の位置図及び見取り図で示された小型船舶用泊地等の区域」の例により記載するものとする。

3 「2 係留等を行う船舶等」の記載事項のうち、「(1) 船舶」については「モーターボート(船舶番号〇〇〇-〇〇〇〇〇〇広島・船舶の長さ〇〇. 〇〇m)」の例により、「(2) 係留の用に供する工作物」については「ア 係船環、イ ロープ、ウ 防舷材、エ 栈橋(長さ〇〇. 〇〇m)、オ 渡橋(長さ〇〇. 〇〇m)、カ はしご」の例により記載するものとする。

## 小型船舶用泊地等使用許可(変更)申請書

年 月 日

広島県西部建設事務所長 様

申請者 住所

氏名

(法人にあっては事務所の所在地、  
名称及び代表者の氏名)

連絡先電話番号

次のとおり小型船舶用泊地等を使用したいので、許可してください。

## 1 使用する小型船舶用泊地等

## 2 係留等を行う船舶等

## (1) 船舶

(船舶番号 広島・船舶の長さ m)

## (2) 係留の用に供する工作物(該当するものに○印)

ア 係船環 基

イ ロープ 本

ウ 防舷材 個

エ 通 船 (長さ . m)

オ 栈 橋 (長さ . m)

カ 渡 橋 (長さ . m)

キ はしご 本

ク その他 ( )

## 3 使用期間

令和 年 月 日から令和12年 3月31日まで

備考 1 小型船舶用泊地等とは、プレジャーボートの係留を許可することができるものと認めて知事が別に指定した水域及び当該水域へのプレジャーボートの係留の用に供する工作物を設置することとなる当該水域に接する岸壁、物揚場、防波堤その他の港湾施設及び漁港施設をいう。

2 「1 使用する小型船舶用泊地等」については、「地方港湾〇〇港〇〇地区(〇〇市〇〇町地先)のうち、申請書添付書類中の位置図及び見取り図で示された小型船舶用泊地等の区域」の例により記載するものとする。

3 「2 係留等を行う船舶等」の記載事項のうち、「(1) 船舶」については「モーターボート(船舶番号〇〇〇-〇〇〇〇〇〇広島・船舶の長さ〇〇. 〇〇m)」の例により、「(2) 係留の用に供する工作物」については「ア 係船環、イ ロープ、ウ 防舷材、エ 栈橋(長さ〇〇. 〇〇m)、オ 渡橋(長さ〇〇. 〇〇m)、カ はしご」の例により記載するものとする。

申請書類一覧表

| 必要添付書類 |                     | 摘 要                                                                                                                      |
|--------|---------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1      | 小型船舶用泊地等使用許可(変更)申請書 | 資料 5<br>・ 2 ページと 10 ページを参考に記載してください。                                                                                     |
| 2      | 船舶検査証と船舶検査手帳の写し     | ・ 申請書に記載の船舶の長さは、これによる。                                                                                                   |
| 3      | 位置図                 | 資料 6<br>・ 13 ページの記載例を参考に防波堤、護岸等の恒久的地物からの距離も示し、係留位置を特定する。                                                                 |
| 4      | 見取り図                | 資料 7<br>・ 14 ページの記載例を参考に、係留状態が分かるように、係留船舶の他、ロープ、係船環、防舷材、栈橋、渡橋、はしご等の係留に使用する工作物について、適当な縮尺で作図する。<br>・ 船舶、栈橋及び渡橋の長さ及び幅も記載する。 |
| 5      | 誓約書                 | 資料 8<br>・ 15 ページの記載例を参考に、暴力団排除条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等に該当しないこと。今後も暴力団に該当することはないこと等について誓約する。                                |
| 6      | 写真                  | 資料 9<br>・ 17 ページの記載例を参考に、小型船舶用泊地を使用することとなる船舶及び係留の用に供する工作物の全てを写したものの。係船環の写真も必要                                            |
| 7      | 構成員内訳書              | ・ プレジャーボート組合等の代表者が申請する場合に限る。<br>・ 構成員の氏名及び住所並びに所有船舶を明示する（様式任意）。                                                          |
| 8      | その他必要と認める書類         | ・ 1～8 の添付書類以外に必要と認められるものについて、添付を求める。                                                                                     |

※ 添付書類も 2 部提出してください。（1 部はコピー可）

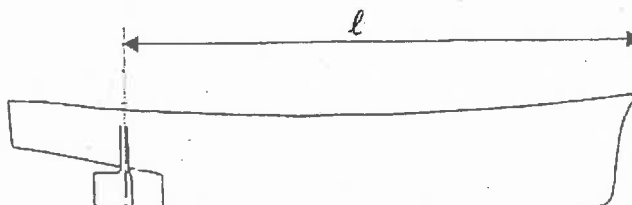
(裏面)

|       |                                                                                                                                                                                                          |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 船舶の全長 | 船灯や汽笛など海上衝突予防法に関する航海用具の設備基準の基礎となるもので、船体の長さのことです。登録に用いられる「船舶の長さ」とは異なります。                                                                                                                                  |
| 船舶の長さ | 小型船舶の登録上の長さで、検査手数料の算定や技術基準の基礎となるものです。全長とは異なり、下図により算定されます。なお、都道府県による船籍票の交付を受けた船舶（総トン数5トン以上20トン未満の船舶）、漁船登録を受けた小型漁船及び船舶検査証書を受有する船舶については、 <u>当該船籍票、漁船登録票又は船舶検査証書にこの長さが記載されています。</u> ※申請書には、この長さをそのまま記入して下さい。 |

### 【 船 舶 の 長 さ 】

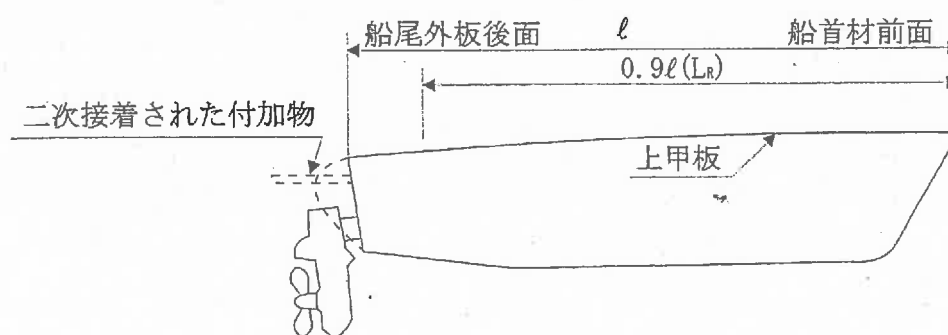
#### 1 舵の有る船

$\ell$  = 船の長さ



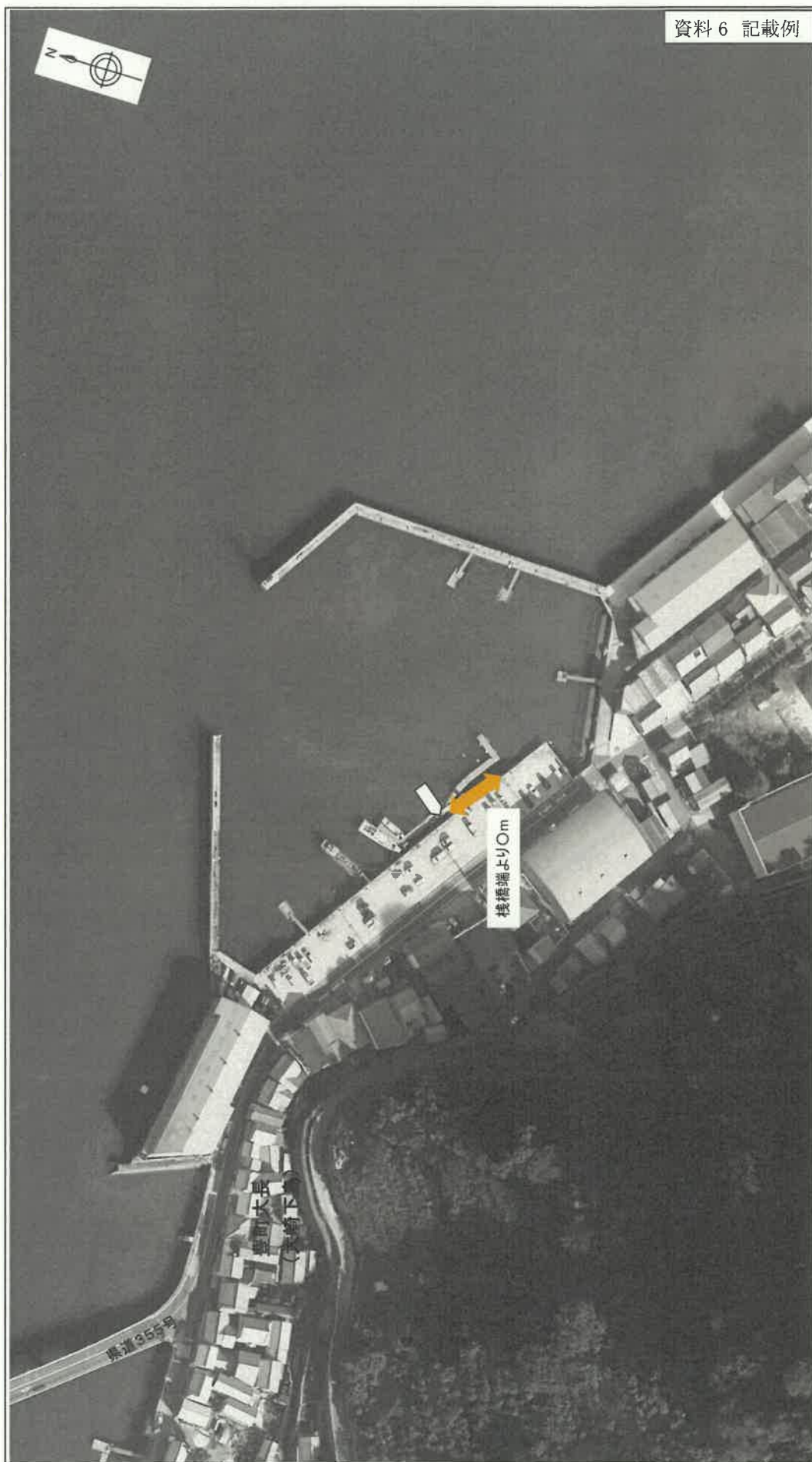
#### 2 舵の無い船（船外機等）

$\ell$  (船の長さ)  $\times 0.9$  = 船舶の長さ



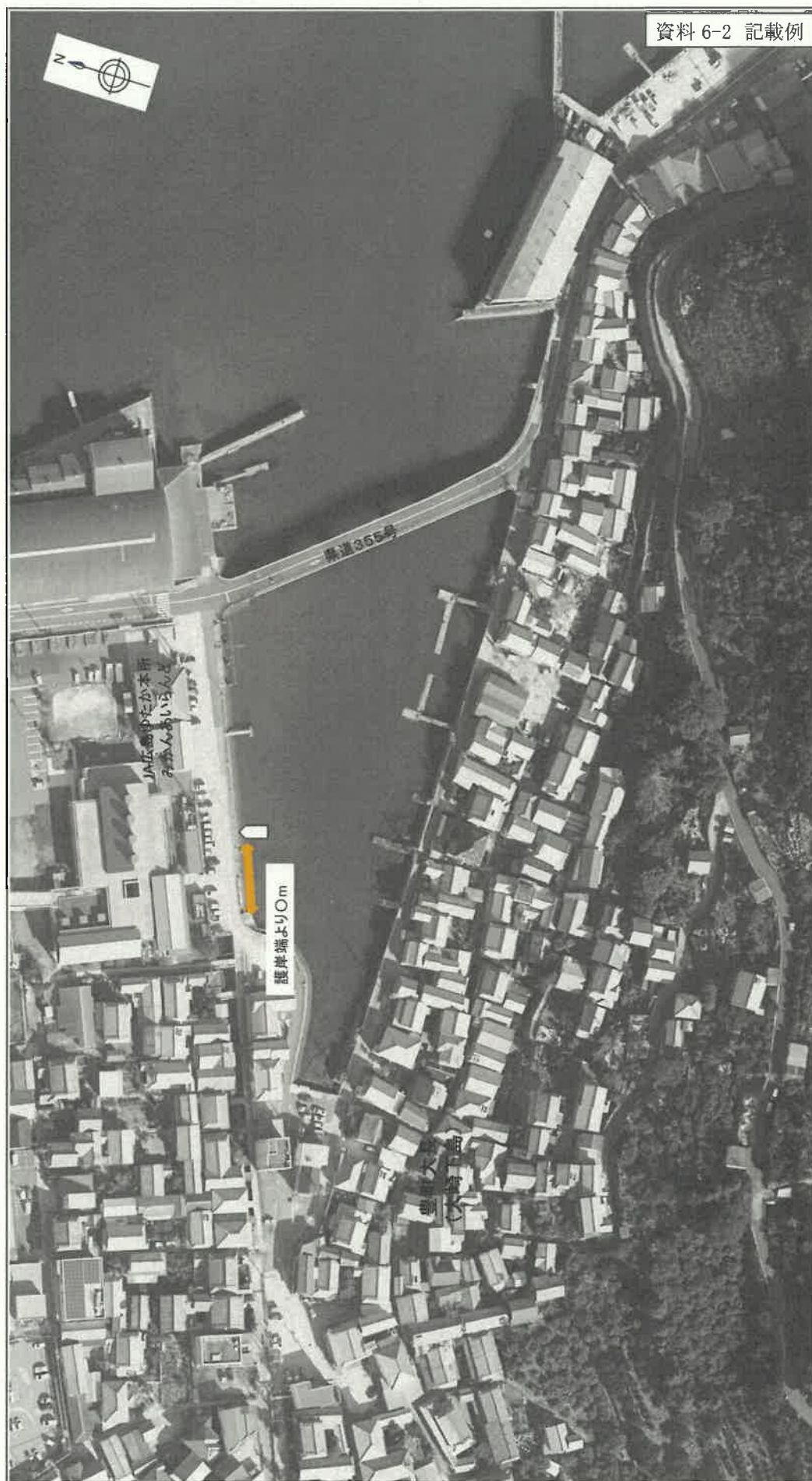
# 位置図(記載例)

| 図郭番号 | 調査区域区分 | 港湾名  | 河川名 | 地区名      | 調査年月日 | 縮尺 | プロット番号 | 通し番号 |
|------|--------|------|-----|----------|-------|----|--------|------|
| 9    | 港湾単独   | 御手洗港 | —   | 大長港 大長大浦 |       |    | 134    | 1/3  |



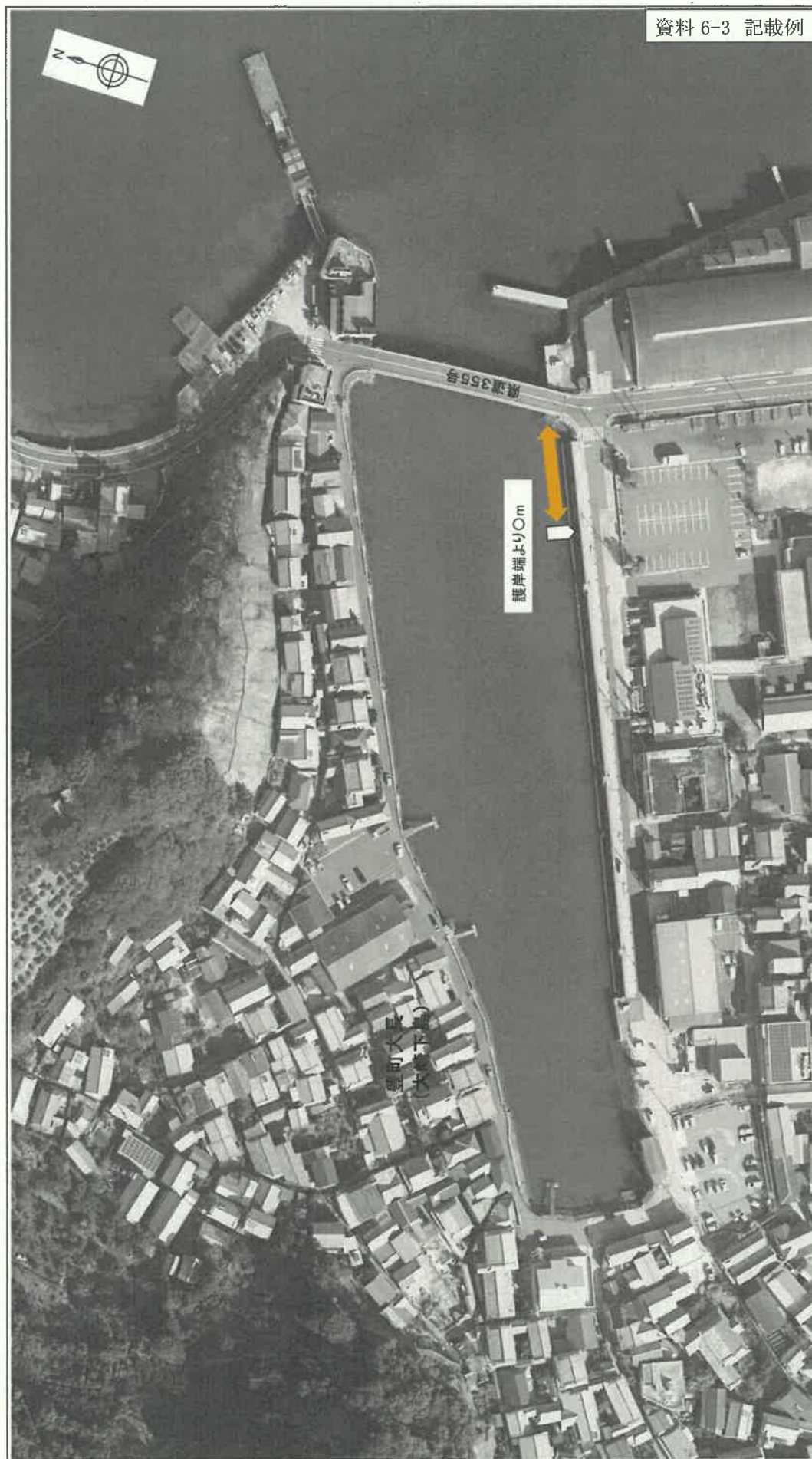
# 位置図(記載例)

| 図郭番号 | 調査区域区分 | 港湾名  | 河川名 | 地区名    | 調査年月日 | 縮尺 | プロット番号 | 通し番号 |
|------|--------|------|-----|--------|-------|----|--------|------|
| 9    | 港湾単独   | 御手洗港 | —   | 大長港 南堀 |       |    | 134    | 2/3  |



# 位置図(記載例)

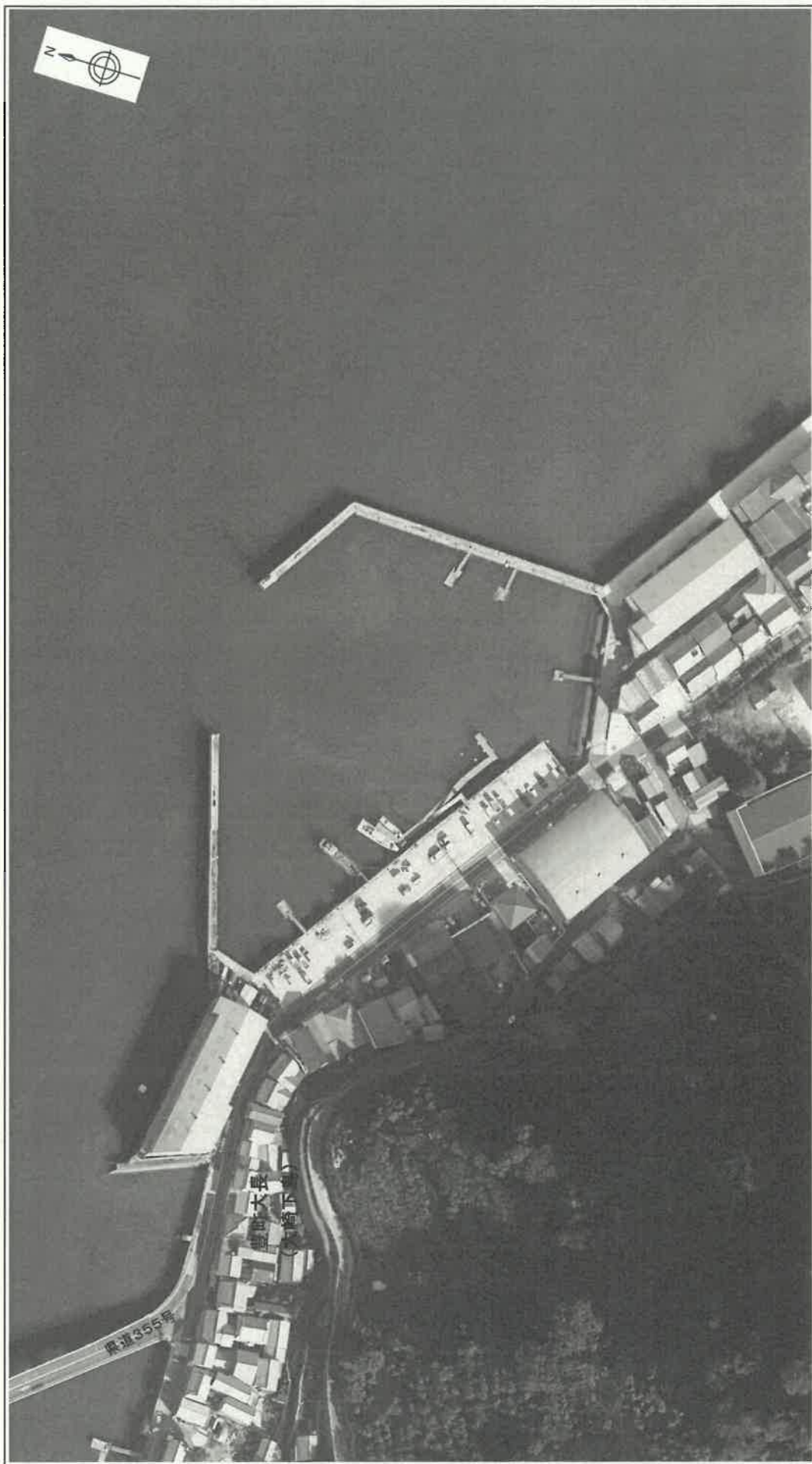
|      |        |      |     |       |       |    |        |      |
|------|--------|------|-----|-------|-------|----|--------|------|
| 図郭番号 | 調査区域区分 | 港湾名  | 河川名 | 地区名   | 調査年月日 | 縮尺 | プロット番号 | 通し番号 |
| 9    | 港湾単独   | 御手洗港 | —   | 大長港北堀 |       |    | 134    | 3/3  |



# 位置図

提出用

| 図郭番号 | 調査区域区分 | 港湾名  | 河川名 | 地区名      | 調査年月日 | 縮尺 | プロット番号 | 通し番号 |
|------|--------|------|-----|----------|-------|----|--------|------|
| 9    | 港湾単独   | 御手洗港 | —   | 大最港 大最大浦 |       |    | 134    | 1/3  |



# 位置図

提出用

| 図郭番号 | 調査区域区分 | 港湾名  | 河川名 | 地区名    | 調査年月日 | 縮尺 | プロット番号 | 通し番号 |
|------|--------|------|-----|--------|-------|----|--------|------|
| 9    | 港湾単独   | 御手洗港 | —   | 大長港 南堀 |       |    | 134    | 2/3  |



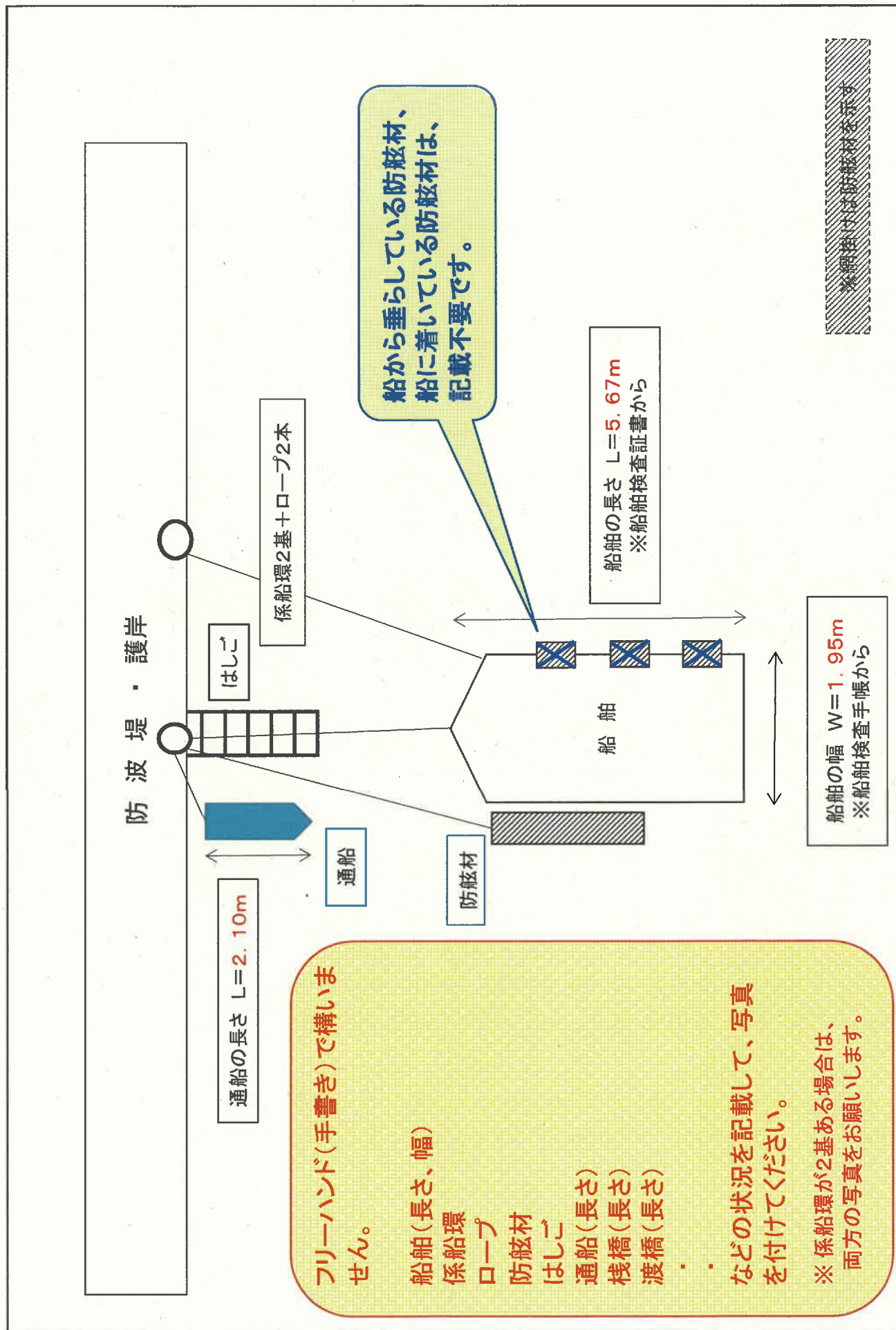
# 位置図

提出用

|      |        |      |     |        |       |    |        |      |
|------|--------|------|-----|--------|-------|----|--------|------|
| 図郭番号 | 調査区域区分 | 港湾名  | 河川名 | 地区名    | 調査年月日 | 縮尺 | プロット番号 | 通し番号 |
| 9    | 港湾単独   | 御手洗港 | —   | 大長港 北堀 |       |    | 134    | 3/3  |

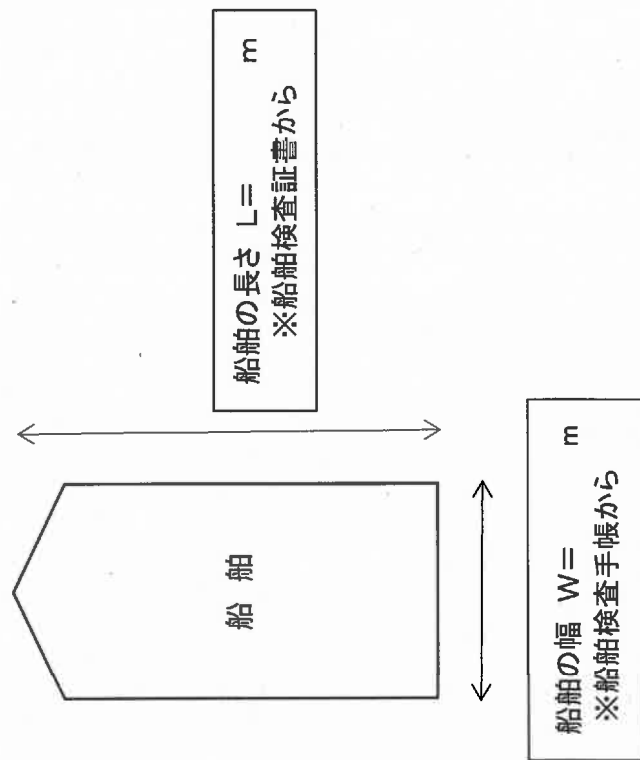


見取り図



見取り図

防波堤・護岸



個人(記載例)

誓 約 書

令和〇年 〇月 〇日

広島県西部建設事務所長 様

郵便番号 730-0811

住 所 呉市西中央一丁目 3-25

フリガナ クレシ タロウ

氏 名 呉氏 太郎

生年月日 昭和〇〇 年 〇 月 〇日生

私は、広島県暴力団排除条例（平成 22 年広島県条例第 37 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等に該当しないこと及び今後も暴力団員等に該当することはないことを誓約します。

法人(記載例)

誓 約 書

令和○年 ○月 ○日

広島県西部建設事務所長 様

郵便番号 730-0811

所 在 地 呉市西中央一丁目 3-25

フリガナ 株式会社 ○○○○サンギョウ  
商号又は名称

フリガナ 代表取締役 クレシ タロウ  
代表者氏名 呉氏 太郎

当社役員及び社員は、広島県暴力団排除条例（平成 22 年広島県条例第 37 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等に該当しないこと及び今後も暴力団員等に該当することはないことを誓約します。

誓 約 書

令和 年 月 日

広島県西部建設事務所長 様

郵便番号

住 所

フリガナ

氏 名

生年月日 年 月 日生

私は、広島県暴力団排除条例（平成 22 年広島県条例第 37 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等に該当しないこと及び今後も暴力団員等に該当することはないことを誓約します。

(裏面)

## 広島県暴力団排除条例（抜粋）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団員等 暴力団員及び現に第19条第3項の規定による公表が行われている者をいう。

（中略）

（利益の供与等を行った者等に係る調査、勧告及び公表）

第19条 公安委員会は、次の各号のいずれかに該当する行為をした疑いがある者（以下「調査対象者」という。）及び当該調査対象者の関係者に対し、公安委員会規則で定めるところにより、当該疑いに係る事実を明らかにするために必要な限度において、説明又は資料の提出を求めることができる。

（中略）

- 3 公安委員会は、第1項の規定により説明若しくは資料の提出を求められた者が正当な理由なく当該説明若しくは資料の提出を拒み、若しくは虚偽の説明若しくは虚偽の資料の提出をし、又は前項の規定により勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わなかったときは、公安委員会規則で定めるところにより、24月を超えない範囲内で期間を定めてその旨を公表することができる。

## 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（抜粋）

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（中略）

- (2) 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

（中略）

- (6) 暴力団員 暴力団の構成員をいう。

# 誓 約 書

令和 年 月 日

広島県西部建設事務所長 様

郵便番号

所 在 地

フリガナ  
商号又は名称

フリガナ  
代表者氏名

当社役員及び社員は、広島県暴力団排除条例（平成 22 年広島県条例第 37 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等に該当しないこと及び今後も暴力団員等に該当することはないことを誓約します。

(裏面)

## 広島県暴力団排除条例（抜粋）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団員等 暴力団員及び現に第19条第3項の規定による公表が行われている者をいう。

（中略）

（利益の供与等を行った者等に係る調査、勧告及び公表）

第19条 公安委員会は、次の各号のいずれかに該当する行為をした疑いがある者（以下「調査対象者」という。）及び当該調査対象者の関係者に対し、公安委員会規則で定めるところにより、当該疑いに係る事実を明らかにするために必要な限度において、説明又は資料の提出を求めることができる。

（中略）

- 3 公安委員会は、第1項の規定により説明若しくは資料の提出を求められた者が正当な理由なく当該説明若しくは資料の提出を拒み、若しくは虚偽の説明若しくは虚偽の資料の提出をし、又は前項の規定により勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わなかったときは、公安委員会規則で定めるところにより、24月を超えない範囲内で期間を定めてその旨を公表することができる。

## 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（抜粋）

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（中略）

- (2) 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

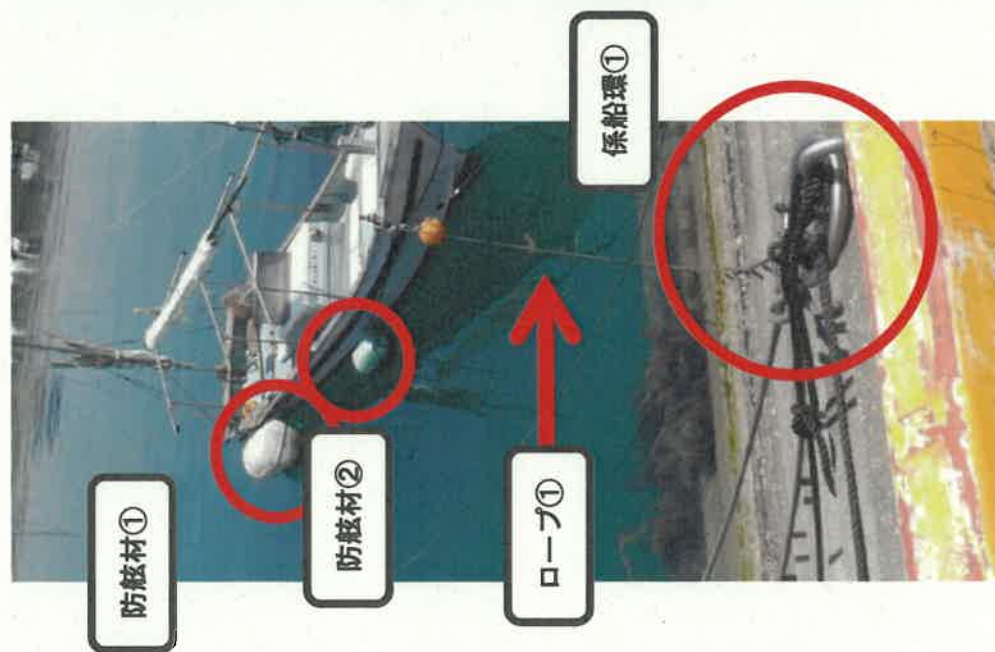
（中略）

- (6) 暴力団員 暴力団の構成員をいう。

# 写真（撮影例）

記載事項:正面、右舷、左舷の写真及び係船環、ロープ、防舷材の数量を記載すること。

記載例:係船環×3基、ロープ×4本、防舷材×1基（船から垂らしている小さい防舷材は除く）



資料 9